

財関第1522号
平成17年11月30日

種苗法施行令の解釈上の留意点等について

標記のことについて、農林水産省生産局長から、別添のとおり通知があったので平成17年12月1日からは、これにより実施されたい。

17生産第4731号
平成17年11月30日

財務省関税局長

農林水産省生産局長

種苗法施行令の解釈上の留意点等について（通知）

種苗法に基づく育成者権を侵害する物品の税関における適切な取締りについては、日ごろから御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、種苗法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。平成17年法律第59号）が、第162回国会において成立し、別添1のとおり、育成者権の効力が政令で指定する一定の加工品に拡大され、本年12月1日から施行されることとなりました。

また、上記改正を受け、育成者権の効力の及ぶ加工品を定めることを内容とする種苗法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。平成17年政令第348号）が、別添2のとおり、本年11月18日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

については、改正政令の解釈上の留意点等について、別添3のとおり、通知（17生産第4731号）を発出したところですので、十分に御了知の上、各税関に対して、その内容の周知徹底を図られるよう、お取り計らい方お願いします。

(別添1) 種苗法の一部を改正する法律新旧対照条文

○種苗法(平成十年法律第八十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡し、又はこれらの行為をする目的をもつし、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかつた場合に限る。)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(育成者権の発生及び存続期間)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十五年</u>(第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>三十年</u>)とする。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(育成者権の発生及び存続期間)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十年</u>(第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>二十五年</u>)とする。</p>

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一〜四 (略)

五 前号の收穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡し申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて收穫物を得、その收穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た收穫物及びその收穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 (略)

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、收穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、收穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって收穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一〜四 (略)

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて收穫物を得、その收穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た收穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 (略)

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は收穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は收穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって收穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(差止請求権)

第三十三条 (略)

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗、収穫物若しくは加工品又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第五十六条 育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又はは三百万円以下の罰金に処する。

(差止請求権)

第三十三条 (略)

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは収穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者

二 育成者権又は専利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者

(別添2) 種苗法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(加工品)</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める加工品は、次の各号に掲げる農林水産植物の種類に区分に応じ、それぞれ当該各号に定める加工品とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 小豆 豆を水煮したものを(砂糖を加えたものを含む。)及びあん 二 いぐさ とうもろこし 三 稲 米飯 四 茶 葉又は茎を製茶したもの <p>(指定種苗)</p> <p>第三条 法第二条第六項の政令で定めるものは、葉及び芽とする。</p> <p>第四条・第五条 (略)</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第六条 法第五十条第四項、第五十一条並びに第五十二条第二項及び第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るもの(二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者(以下「広域種苗業者」という。)に関するものを除く。)は、都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定めるものは、葉及び芽とする。</p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第五条 法第五十条第四項、第五十一条並びに第五十二条第二項及び第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るもの(二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて種苗を販売する法第二条第五項に規定する種苗業者(以下「広域種苗業者」という。)に関するものを除く。)は、都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 3 4 (略)</p>